

III 教員の人事管理について

大学の教員の人事管理については、現在、教育公務員特例法の規定があるが、それは大学自治の建前からみて、種々の欠陥をもつてゐるので、以下の点を改めるべきである。

(1) 学長の選考は、協議会が行うこととなつてゐるが、これを改めて、学長の選考は大学が自主的に定める方法による選挙にもとづいて、大学の管理機関（協議会）が行なうものとすること。

したがつて学長以外の選挙権者を教授のみとするか、その他の者を加えるか等のことはすべて大学の自主的決定にまつべきであつて、画一的に規制すべきでない。

(2) 現制では、学部長以外の部局長の選考は、学長が行なうことになつてゐるが、これを改めて、学部長その他教授会をおく部局の長および学部所属の部局の長は評議会の議にもとづいて学長が選考全学所属の部局の長は評議会の議にもとづいて学長が選考するものとすること。

なお、現制では、学部長以外の部局長とは附置研究所長、附属病院長、附属図書館長の3者とされているが、（教育公務員特例法施行令第1条）これを改めて、以上のほか、分校主事、附属学長を加えること。但し協議会の構成員については現制に準じ別に定めること。

(3) 学長・部局長以外の評議員については、評議会に関する暫定規則では単に学長の申出に基づいて文部大臣が任命すると規定してあるが、これを改めてそれぞれの学部または部局の教授会の議にもとづき学長が選考するものとすること。

(4) 教員及び部局長の不利益処分は、現制では、教員にあつては評議会、部局長にあつては学長の審査を経なければならないことになつてゐるが、これを改めて、教員その他教授会の議を経て、選考された者はすべて教授会の議を経たのち、更に評議会の審査に付すべきものとし、評議会の議を経て選考された者（附属図書館長など）は、評議会の議を経たのち、更に学長の審査に付するものとすること。

IV 事務職員の人事管理について

大学における事務職員のあり方は、大学がその使命とする研究及び教育に關係するところが少くない。よつてその任免、転任等に關して次のように制度を改めるべきである。

(1) 現制において文部大臣が任命権者となつてゐる地位につくる者については、学長の具状によることとするか、又は少くとも学長の同意を要するものとすること。

(2) 特に事務職員中、学生の厚生補導に關係する部局の長、次長、課長はすべて教員又は事務職員をもつてこれを充てることとし（現制では次長は事務職員に限定されている。）かつその採用は選考によるものとし、評議会の議を経て学長が選考するものとすること。

5-40

庶発第330号 昭和37年5月15日

内閣総理大臣 池田勇人 殿

日本学術会議会長 和達清夫

国際インド洋調査について（勧告）

標記のことについて、本会議第36回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

日本学術会議は、さきに国際インド洋調査にわが国が参加するよう勧告した（昭和35年6月1日付）。

関係省庁では、これに基き、本年度5隻の船に観測設備をほどこして派遣する計画を進めてきたが、このための予算は遺憾ながら計上されなかつた。

このために、各国協力の観測に大きな支障を生ずることになり、本会議は、国際的責任を痛感している。この支障をできるだけ小さくし、なお、その後の状勢変化に対処しうるよう適切な処置を講ぜられたい。

なお、明38年度においては、わが国が観測に参加できるよう適切な処置をとられたく、重ねて要望する。

（理由）

インド洋の国際調査については、各国がそれぞれ受持区間と調査事項とをきめている。日本の受持すべき空間と事項が抜けることは大きな支障である。

幸にして今年2隻の船がインド洋に出航することになつてゐる。

その目的は国際学術調査への参加ではないが、これらの船に若干の機械を積み、多小の研究者を乗船させることによつて、或程度の貢献をすることができるであろう。

なお、昨年秋、ユネスコで政府間海洋学委員会が開かれ、わが国の代表者も出席し、この委員会がインド洋国際調査を強く支持した。

これに対する責任からいつても、次の1963年度におけるわが国学者の計画を、政府は実現につとめるよう要望する。

5-41

庶発第331号 昭和37年5月15日

内閣総理大臣 池田勇人 殿

日本学術会議会長 和達清夫

南極地域観測の再開について（勧告）

標記のことについて、本会議第36回総会に基づき、下記のとおり勧告します。

記

政府は、南極地域における科学的調査研究が、わが国の科学の進歩に及ぼす貢献の大なるはもとより、広く人類の福祉増進に重要な意義を有すること、ならびに、南極条約加盟国としてのわが国の責任を認識し、南極地域観測を恒久的国家事業としてとりあげ、再出発させる方針をすみやかに決定されたい。

なお、この実施に当つては、次の措置をとられたい。

1. 南極地域観測を恒久的事業として実施するためふさわしい常置的な実施中核機関および多岐にわたる本事業を強力に統合推進する機構の確立を図ること。
2. 南極における観測基地を恒久的に維持するため必要な、観測船、航空機などを早急に整備すること。